

令和4年4月1日

学校法人山内学園 次世代育成支援推進法に基づく「行動計画」

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2. 内容

【目標】

教職員が年次有給休暇を少しでも取りやすくするために、取得しやすい環境づくりを行う。

【対策】

有給休暇を取りやすいように一斉休業日等を設ける。